



臨時福祉給付金および 子育て世帯臨時特例 給付金のお知らせ

平成 26 年 4 月から消費税率が 8%へ引き上げられましたが、低所得者および子育て世帯への負担の影響を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金が支給される予定です。受付開始は 7 月上旬を予定していますが、具体的な手続きの方法は、決まり次第、広報こまつしまや市ホームページなどでお知らせします。

子育て世帯 臨時特例給付金

【支給対象者】

基準日（平成 26 年 1 月 1 日）において平成 26 年 1 月分の児童手当（特例給付を含む）の受給者であり、平成 25 年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方。

【対象児童】

支給対象者の平成 26 年 1 月分の児童手当（特例給付を含む）の対象となる児童（平成 26 年 1 月 1 日に生まれた児童を含む）

※臨時福祉給付金の対象者および生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象となりません。

【支給額】

対象児童 1 人につき 1 万円が支給されます。

【お問い合わせ先】

市児童福祉課

☎ 32・2114 / FAX 32・3818
jidoufukushi@city.komatsushima.tokushima.jp

臨時福祉給付金

【支給対象者】

基準日（平成 26 年 1 月 1 日）において住民基本台帳に記録されており、平成 26 年度の市町村民税（均等割）が課税されていない方。

※平成 26 年度市町村民税が課税される方に扶養されている場合や、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象となりません。

【支給額】

支給対象者 1 人につき 1 万円が支給されます。また、支給対象者の中で下記に該当する方は、5 千円が加算されます。

- ◆老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者など
- ◆児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当の受給者など

【お問い合わせ先】

市介護福祉課

☎ 38・6611 / FAX 35・0272
kaigofukushi@city.komatsushima.tokushima.jp